

市議会だより

な か ま

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、6月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

第115号 平成17年8月25日 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



屋島公園の幼児用プール

指定管理者の指定手続等に関する条例制定

助役の選任に同意

6月定例会

平成十七年第二回中間市議会（六月定例会）は、六月十日に開会され、十二日間の会期で六月二十二日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算や条例制定及び条例改正などあわせて十三件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、条例改正及び意見書案三件が可決されましたが、意見書案一件が否決されました。

そのほか、任期満了となる農業委員会委員の推薦に同意しました。

臨時議会開かれる

平成十七年第三回中間市議会（臨時会）が七月二十七日に開かれ、助役の選任に同意しました。

常任委員会

審査から

各常任委員会では、六月定例会で付託された補正予算や条例制定など三議案について審査しました。
審査の内容(要旨)は次のとおりです。



平成十七年度 補正予算

民生経済委員会

介護保険事業特別会計

歳出の保健福祉事業費に二百六十五万円が計上されています。

内容としては、現在、介護保険法の改正が国会で審議中であり、国の制度改正に伴い、全国的に要支援や要介護一の軽度者の割合が高く、介護保険財政圧迫の主要な原因となっています。

このことから、国としてもその対策として、予防重視型システムの構築により、地域支援事業には、高齢者人口の5%程度を対象とし、このうち、約二十%の人が

要支援、要介護状態になることを防止すると見込んでいます。

虚弱高齢者及び要支援者、要介護者の身体機能を高めることによつて、要介護状態になることを防ぎ、要介護状態の軽減を図るため、筋力トレーニングマシンを利用して、筋力、バランス、柔軟性、敏捷性、などの一般的な運動機能向上を目指すとともに、介護予防や健康管理に対する市民の意識向上を図ることを目的としています。

本年八月より、新たに保健福祉事業として高齢者運動トレーニング指導モデル事業に取り組み、虚弱高齢者を対象として、地域総合福祉会館内に設置しているケアプール、アクアトレーナー及び今回購入予定の筋力トレーニングマシン等を

建設水道委員会

水道事業会計

今回の補正は、平成十七年度の公営企業借換債の取扱いに基づき、高金利対策分の臨時特例債措置による起債運用です。

内容としては、昭和五十五年間に公営企業金融公庫から借り入れた利率八・一%の起債を二・三五%の起債に借換するものです。

借換に伴う元金は、五千三百五十万円で償還の年数は本年度を含め四年で、借換後は五年償還となり、今後五年間で約四百七十三万円の利息が軽減される予定

です。
水道事業費用については、企業債借換に伴う利息見直額として、百三万円を減額しています。
採決の結果、全員賛成で可決しました。

新議員の紹介

七月三日執行の市議会議員補欠選挙で、次の方が選ばれました。

古野 嘉久 70歳

当選回数 2回

住 所 中尾四丁目

4番22号

所属会派 清風会



条例

その他

総務文教委員会

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。

指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体の指定するものに、公の施設の管理を行わせるもので、住民サービスの向上と経費の節

減等を図ることを目的とした制度です。

現在、既に管理委託を行っている公の施設については、経過措置として平成十八年九月一日までは従来どおり管理委託制度を存続できますが、経過措置の期限以降は、管理委託制度は廃止となり、指定管理者制度を導入するか、地方公共団体による直営のいずれかを

選択することになります。
本市においては、平成十八年四月一日から指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定の手続き等、必要な事項を定めるために本条例を制定するものです。
採決の結果、全員賛成で可決しました。

市政に 質問

6月13日(月)
の本会議で4名の
議員から市政につ
いて一般質問があ
り、要旨を掲載し
ています。

なお、質問事項
は順不同です。

- 議員 一 晴 佐々木
- 議員 子 孝 青木
- 議員 利 勝 久好
- 議員 恵子 多 中家

四年間の大島市政について

佐々木晴一議員

四年間の間に、取り組んだ課題とその結果について。

今後の中間市の展望と次

期中間市長に願われる事等

市長

「暴力追放」は、

中間市民の永年の願いであり、安全なまちづくりを實現するため、平成十四年一月に、明るい街づくり推進室を総務部内に発足させ県警職員とのOBを採用し、職員とともに市内パトロールや、市民からの相談業務など多くの取り組みを開始しています。

また平成十六年三月には、「暴力追放推進協議会」を市内三十三団体、約七千五百人の協力を得て発足しています。

さらに公共工事等における公正な入札制度の導入を掲げ、平成十四年一月に契約課を新設しています。

従来の入札は建設部管理課で行っていたものを、建設工事以外の物品などの全ての契約業務も併せて、総務部の中で行い公平性、透明性に努めました。

また、財政健全化計画を策定し、平成十五年度から三か年計画で財政の健全化を目指す努力をしています。

具体的には、税の徴収強化策として、夜間徴収の強化に嘱託職員二名を配置し滞納を中心に臨戸徴収を行っています。

歳出については、さくら保育園や生涯学習センターの新設など施設の統廃合についても、一定の成果を見ているところです。

また、平成十五年八月に北九州市との合併を求める住民発議に始まり、合併協議会の設置、住民投票の実施、さらに平成十六年十二月議会に合併関連議案上程と一年半におよび一連の手

続きをしましたが、結果的に合併が成就しなかったことについては、残念な思いとともに、市長としての責任を痛感しているものです。

合併問題で揺れた市民意識の融和を図りながら、市政の安定を最優先とした行政運営を行うこと、そして行財政改革を断行し、周辺の市町から合併したいと思われような自立したまちづくりを進めていただきたいと考えています。

人事紹介

六月定例会で、任期満了に伴う農業委員会委員の推薦の選任に同意しました。
《敬称略》

農業委員会委員

- 井上 太一
- 植本 種實

議員提出議案

可決したものの

中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第十一条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

一学級の定数を三十人以下にすることを求める意見書

すべての子どもたちに行き届いた教育を保障するために、三十人学級を實現し、あわせて多様な工夫が行なえる教職員の配置を行なうなど、教育条件を整えることが求められています。

よって、国会及び政府に対し、より良い教育を受ける環境を整えるために、三十人学級の実現に向けた教職員定数改善計画等の見直しと財政措置を講じるよう強く要請するものです。

吉田ぼた山跡地利用計画について

中家多恵子議員

医療法人社団順心会の大型複合福祉施設建設計画の青写真が中間市側の説明はこれまでにはなく、議長から配布された。

その後市議会議員（十二人）が去る四月に兵庫県内の順心会の施設を行政視察行政も前後して視察されたと聞くが、新聞によると「・・・すでに進出が決まったような展開で、一民間業者への優遇振りが際立っている」と報道されている。

これまでの詳しい経緯を。中間市は「福祉、保健の中核施設は第三セクター西日本医療福祉総合センター」と主張し税金投入で支援を続けているが影響は。

市立病院などへの影響は。市長 医療法人の計画については、専門学校を始めとする、様々な福祉施設を設置し、中間市の雇用対策や地域の活性化、福祉の向上等に寄与したいとの意向であり、中間市の発展に大いに期待できることから、今年三月に正式に医療法人側より、協議の場の早期設

置に向けての要望書が市に提出され、市は三月十八日付けで受理しました。

市としても、早期に検討する必要があり四月に入り、職員二名を、医療法人が事業展開をしている淡路市に派遣し、行政サイドでの現地調査を行っています。

その結果、市内に吉田ぼた山跡地利用計画検討委員会を発足させ、第一回目の検討委員会を開催し、正式に市としても、この吉田ぼた山跡地に進出希望が出ている医療法人について、検討していくことを確認したところです。

また同時期に、医療法人より、市議会議長あてにも、進出計画の説明と支援の要望書が提出されています。

今回の議会の行政視察の件についても、議員の皆様方の中間市の将来について、熱い期待の表れと、私自身受け止めているところです。

この吉田ぼた山跡地の利用については、その周辺である、自由ヶ丘、岩瀬北町、岩瀬東町、三地区の環境整備を早期に実施することが、この吉田ぼた山地区の広大な土地を活かすことができると、昨年十月に、中間市

岩瀬東部地区開発事業計画を策定したところです。

医療法人からの「中間福祉タウン事業計画」の中、介護保険関係では、介護保険施設として、介護付き有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの建設計画の説明を受けています。

仮に、これら施設が整備されても、第三セクターへの影響は少ないのではないかと考えています。

計画では、内科、整形、歯科の診療所の設置のみで、入院施設は無く、市立病院に対する影響は少ないのではないかと思います。



吉田ぼた山跡地

否決したもの

ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にすることに反対する意見書

市長提出議案

可決したおもなもの

中間市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について

福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

中間市土手ノ内公営住宅新築工事（建築一期工事）請負契約について

継続審査

中間市政治倫理条例

中間市政治倫理条例（平成七年中間市条例第三十一号）の全部を改正する。

コミュニティバスの運行について

青木孝子議員

太賀や朝霧、通谷などの高地所に住む高齢者が待望していたコミュニティバスの試行運転が延期されています。

高齢者の外出支援事業としてコミュニティバスの運行は不可欠です。

今後のコミュニティバス運行計画について。

市長 平成十六年五月からコミュニティバス運行の要望のありました通谷、太賀地区住民に対し、二回の運行希望や予定利用回数などのアンケート調査を行い、さらに福岡陸運支局と数回にわたり手続方法などを協議し、実施の方向で検討を進め、同年十月には、対象地域住民と共に中間市東部地域交通体系対策協議会を発足させ、協議会は運行に向け努力していくことで一致しました。

その事を受けて競合業者の意見等を聞きながら折尾警察署とも運行ルートの申請や確認も終了し、手続は進んでほぼ平成十七年四月から試行できる態勢が整い、

あわせて同地区を走る全競合業者の同意を得るため、業種別の同意確認作業に入りましたが、バス事業者においては路線の一部変更等でおおむね了承を得られましたが、その他の事業者については、同意を得られませんでした。

その理由としては、通谷、太賀地区全員が乗り合いバスの対象になることは、同業種の生活権をおびやかすこととなることから、乗車する人を高齢者か、もしくは高所地区のみと限定する等、目的をはっきりしてほしいとの意見でした。

その後、協議会にも図つて協議しましたが、今回の事業は、市の補助金の投入も視野に入れながらの運行計画なので、利用する人々の公平性、さらには同地区のみ実施することから、多額の補助金は出せず採算性の問題等を広く考え、乗車する人を限定しての運行は難しいと判断しました。

市としても、競合業者も合わせて住民サービスが提供できるような新たな方式を検討するとの事で、今回の試行については見合わせています。

「ヤミ退職金・年金」「通勤手当」などの支給について

中家多恵子議員

市民の税金で過去十三年間に三億二百六十三万二千円支払っている「ヤミ年金・」返還すべきと各地で監査請求もおこっている。

当然返還すべきものだが中間市の現状は、

徒歩通勤手当等の解決も遅れているのは何故か。

市長 平成十五年度以来、今後のシニアプランのあるべき姿を模索して、関係者間で協議を進めてきた結果、十五年度末日を持って当該制度を凍結すること、また、十六年度末日をもって制度を廃止することを決定するに至っています。

その後の対応ですが、平成十六年度分の掛け金及び負担金については、掛け金は職員本人に返金し、また負担金は支出元の会計にそれぞれ戻入しています。

一方、制度加入から平成十五年度までの掛け金及び負担金の取り扱いについては、未だに決定するに至っていません。

県下の同制度加入自治体

の動向についても注視しているところですが、これまでに返金方法を決定した団体は二、三市町しかなく、それぞれの自治体が互いに周辺の進捗状況を伺っている状況が続いています。

現在、関係機関と鋭意調整中であり、今後、その精算方法の決定について、今しばらく時間が必要であると考えています。

「中間市一般職職員の給与に関する条例」の規定に基づき、通勤距離二キロメートル未満の職員に対して、千二百円の通勤手当を支給しています。

千二百円の通勤手当については、通勤に要する用具、即ち、自動車その他の交通用具を使って通勤する者に

あつては、その燃料費や損耗費、徒歩通勤者にあつては、靴等の損耗費であるものと解しています。

本市における千二百円の支給金額は、額面そのものを既支給団体のそれと比較すると、少額の方ではあるものの、昨今の報道記事に代表する世論等を勘案すると、今後、通勤距離二キロメートル未満の職員に対して不支給とすることも含めて、関係機関との協議が必要であると考えています。

一方、本年度の人事院勧告は、給与制度等これまでにない大幅な変更がされるものと聞いていることから、当該制度検討時に併せて、通勤手当の見直しも含めて検討したいと考えています。

市議会を

傍聴

しましょう

次の定例会は、9月12日です。議員による一般質問は、9月13日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行っています。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

同和地区生活実態調査について

久好勝利議員

福岡県は、同和地区生活実態調査を旧地对財特法対象地域に居住している三千世帯を対象に世帯名簿の提出と聞き取り調査を県内の各市町村に求めている。

同和地区生活実態調査を行うのは、以前から部落解放同盟が、同和行政・人権行政の確立のため部落差別の実態を的確に把握する実態調査の実施をと、県に強く要求してきた経過からして、部落解放同盟の要求に添ったものと思われる。

またそのことが、一部運動団体の新たな同和行政推進のための口実になりかねない。

よって、次のことさらにについて伺いたい。

調査の目的について、県からどのような説明があったのか。

調査項目は。

調査をする世帯について、中間市が県に提出する名簿は何世帯になるのか、対象世帯はどのようにして決めるのか。

調査員は市町村職員で、

協力員は、地元の精通者を市町村が推薦することになっている。

協力員の選定はどのように考えているのか。

県は調査を市町村に強要しないと述べている。

協力できない旨、県に申し入れるべきではないか。

市長 平成八年度地域改善対策協議会意見申において、教育の問題、不安定な就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野が見られるため、対象地域の現状を把握するため生活実態調査を教育、就労、産業等に限定して福岡県統計調査条例に基づき実施する旨の説明がありました。

世帯員の状況、世帯と婚姻の状況、健康、福祉の状況、経済状況、教育と読み書き等の状況、免許、資格の保有状況、就労の状況、事業経営の状況、人権侵害の状況となっています。

福岡県に本市の状況を説明し取り扱いを協議した結果、本市の認定団体である部落解放同盟中間市協議会、全日本同和会中間支部に世帯主名簿の作成を依頼すれば、との考え方が示された

ため、両団体に調査の協力をお願いし、現在、世帯主名簿の作成を依頼している状況で、世帯数はまだ把握していません。

また、対象世帯の決定については県に世帯主名簿を提出し、その世帯主名簿の中から県が、調査対象世帯を決定し、本市に通知があることになっています。

両団体に協力員の名簿を提出していただき、本市で協力員を決定し、県に推薦したいと考えています。

本市としても同和問題は解決したとは考えておらず、この調査について総合的に検討した結果、福岡県統計調査条例に基づく同和地区生活実態調査に協力したいと考えています。

学校施設の耐震化について

青木孝子議員

三月二十日に発生した福岡西方沖地震で、市内の小・中学校の窓ガラスにひびが入ったり、ブロック塀に亀裂ができるなどの被害がありました。

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごすところです。

また、地域の防災拠点で

あり、避難場所になります。学校施設の耐震診断を早急に実施し、耐震化事業をすすめるべきです。



中間東小学校

教育長 耐震診断を必要とする建築物は、建築基準法の耐震基準改正により、昭和五十六年以前に建築した施設となっています。

本市の耐震診断を必要とする学校施設は、校舎が十校中、南中学校を除く九校で、屋内運動場は、十校中、南中学校、底井野小学校を除く八校となっています。

現在、学校施設で耐震診断した施設はありません。

学校施設は子供たちが一日の大半を過ごすところであり、災害時の緊急避難場

所にもなっています。

こうしたことから、今後、学校施設の耐震対策を早急に検討する必要があると考えています。

本市の小中学校全体の耐震化概算事業費は、約二十億円と試算しています。

また、この耐震診断等は、学校施設ばかりでなく、社会教育施設、社会体育施設といった他の公共施設も取り組む必要があると思います。

小中学校施設の耐震化については、今後実施計画の作成に向け、企画財政課と協議したいと考えています。

市議会会議録は閲覧ができます！

「市議会だより」は、本会議の質問や答弁を要約して掲載していますので、詳しい内容は、「市議会会議録」をご覧ください。会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>